

平成25年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年10月25日（金曜日） 午前9時～午前11時35分

2 開催場所 南大隅町本庁大会議室

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	6番	橋 口 初 男
委 員	1番	堂 地 初 男
〃	3番	武 田 榮 一 郎
〃	5番	鞍 掛 牧 生
〃	7番	竹 之 内 勝 男
〃	9番	徳 留 徳 次
〃	10番	神 園 英 市
〃	11番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12番	打 越 淳 一
〃	13番	半 田 太 志
〃	14番	溝 田 耕 一
〃	15番	吉 永 一 雪
〃	16番	溝 端 正 次
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	田 中 秀 美
〃	19番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第87号 非農地証明に係る証明について

議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年10月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は、16名です、全員出席ですので総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の瀬崎委員と12番の打越委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第85号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は11件です、それでは事務局より説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

2ページでございます。議案第85号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可申請に係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第85号受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、瀬崎です。

議長： 11番、瀬崎委員。

3番： 今月の18日に現地調査行いました。申請地は旧那波集落の中を通っている県道の下にあり、きれいに草払い等もしており近いうちに飼料作物を植えるようにしているということであり、ようやく二人との話し合いがついて登記の手続きをするようになり3条申請には何ら問題はないと考えます。

議長： はい、ありがとうございます、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか。

委員： なし。

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号1番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第85号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料6ページでございます。

(議案第85号受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： 18番、桑田です。

議長： 18番、桑田委員。

18番： ○○○○○さんと○○さんは親子関係でありまして、場所につきましては瀬戸山集落内の平成16年に開発された団地内であります。村ノ下の3筆につきましては早期水稻が作付され収穫、耕運されておりました土橋につきましても収穫も終わり春バレイシヨの準備がされておりました。管理もよくされており何ら問題はないと思われまます。審議方よろしく願いいたします。

議長： これより質疑にはいりませす、ご意見等ございませすか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号2番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号2番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第85号受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料9ページでございます。

(議案第85号受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当し

ないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： 7 番、竹之内です。

議長： 7 番、竹之内委員。

7 番： 10 月 18 日に現地調査を行いました。〇〇〇〇氏は 40 年前の根占農協時代に約 2ha 譲り受けたもので所有権移転が思うようにはいかず、今回やっと申請がされるものです。崩之頭〇〇〇〇番〇畑 1044 m<sup>2</sup>は農協の堆肥センターを通り、〇〇〇〇〇の近くであり現在、栗が植栽されており草払い等管理がなされております。審議方よろしく願いいたします。

議長： これより質疑にはいりません、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第 8 5 号受付番号 3 番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 8 5 号受付番号 3 番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第 8 5 号受付番号 4 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料 1 1 ページでございます。

(議案第 8 5 号受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 5 番： 1 5 番、吉永です。

議長： 1 5 番、吉永委員。

1 0 番： 字臼木の田 3 筆は野尻野にあり水稻が作付され、他の畑・田については自宅より 1

km圏内にあり田については、水稻、バレイショの作付けを行い、畑の字大脇2筆はタンカンが植栽されており他の畑については豆類、又はバレイショの作付けがされております。本件は親子間の贈与であり、譲受人が今日まで耕作しており問題ないものと考えます。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号4番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号4番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第85号受付番号5番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料18ページでございます。

(議案第85号受付番号5番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9番： 9番、徳留です。

議長： 9番、徳留委員。

9番： 18日に現地調査を行いました。現地は〇〇〇〇〇の東側にあります。譲受人の〇〇〇さんは空き家と宅地を購入されましてその奥のほうに申請地がありまして宅地を通って行かないと行けない水田であり一緒に購入の運びとなった訳でありまして、現地は約1年位耕作されずに雑草が生えているが、草払い等により水田に復活できる状況であります。本人は川北の方でも水稻、インゲン等を耕作されていて、購入後も米、野菜を作っていきたいという事でしたので支障はないものと考えます審議方よろしく願いします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号5番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号5番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第85号受付番号6番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料21ページでございます。

(議案第85号受付番号6番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしくお願いたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議長： 14番、溝田委員。

14番： 10月20日に調査を行いました。本農地は城内集落内を走る東西の町道の北側へ50m入り込んだ所にあり、東側は譲受人の土地で野菜など作付けされており北側、西側、南側は果樹園となっている。本農地について譲渡人は高齢で入院中です、東側にある譲受人の土地を通過して耕作を行っていたという事であり、今後譲受人が耕作をし、甘藷、野菜など作付けしていくという事で周囲にも影響を与えないし問題ないと考えます、審議方よろしくお願いたします。

議長： これより質疑にはいりません、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号6番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号6番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第85号受付番号7番及び8番は関連性がありますので一括して審議いたします。それでは7番8番について、事務局より一括して議案の説明を求めます。

事務局： 資料23ページでございます。

(議案第85号受付番号7番及び8番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 10月18日に調査を行いました。7番の件ですが登尾集会施設より200mぐらい上ったところにありバレイショを作付けするということできれいに耕運がされておりました。8番につきましては譲受人の自宅から20mぐらい根占よりの国道沿いの畑で現在野菜が植えてありました。両方の申請地は30年前から譲受人が耕作しており再三譲渡し人から登記の申請がありましたが、やっと今回、登記の申請となったものであり何ら問題はないと思いますので審議方よろしく願いします。

議長： これより質疑にはいりません、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： よろしいですか、それでは別々に採決いたします。議案第85号受付番号7番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号7番は原案のとおり決定されました。次に、議案第85号受付番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号8番は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第85号受付番号9番及び10番は関連性がありますので一括して審議いたします。それでは9番及び10番について、事務局より一括して議案の説明を求めます。

事務局： 資料 27 ページでございます。

(議案第 85 号受付番号 9 番及び 10 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15 番： 15 番、吉永です。

議長： 15 番、吉永委員。

15 番： 10 月 18 日に調査を行いました。9 番の申請地は登尾集会施設より 100m ぐらい山手に上ったところにあり現在はタンカンが植えてありました。30 年以上前に親族間の土地交換ということで、譲受人のお父さんがタンカンを植栽されていたが 5 年前に亡くなった時点で親族の方から名義が直っていないと指摘されまして今回の申請になったということであり、審議方よろしく願いします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： よろしいですか、それでは別々に採決いたします。議案第 85 号受付番号 9 番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 85 号受付番号 9 番は原案のとおり決定されました。次に、議案第 85 号受付番号 10 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 85 号受付番号 10 番は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第 85 号受付番号 11 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料 30 ページでございます。

(議案第 85 号受付番号 11 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。



議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： 9 番、徳留です。

議長： 9 番、徳留委員。

9 番： 20日に調査を行いました。〇〇〇番〇は普通水稻が作付されて、収穫前でした。〇〇〇番〇は早期水稻の収穫が終わりきれいに耕耘してあり2枚とも良く管理されてありました。これからも水稻、インゲン等を作っていきたいという事でしたので支障はないものと考えます。皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： これより質疑にはいります、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第85号受付番号11番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第85号受付番号11番は原案のとおり決定されました。

議長： それでは、日程第2の議案第86号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です。受付番号1番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、33ページの第86号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第86号受付番号1番の朗読及び説明)

以上に説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 申請地は苧石油より100mぐらい根占よりの国道脇の畑で奥の方は海岸であり現在は耕作されておりません、両脇の畑は豆類が栽培されている状態であります。意見とし

まして申請地は、元々耕作面積は2畝ぐらいの畑で残りは石の多い斜面が海岸まで続いていた場所を譲渡人の父が造成し現在の広さになったものであります。造成後は豆類やバレイショを栽培していたが、最近是小作に出していたものの小作者も老齢となり昨年より作付けされておらず、今後も作付けが望めないことから今回の申請となったものであり、申請地は農振区域外であり法的には問題ないものと考えますので皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： これより質疑にはいります、事務局説明、担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第86号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第86号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第87号非農地証明に係る証明についてを議題と致します。申請は5件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは42ページです。第86号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明に係る証明の申請は5件です。議案書をもとに説明します。

(議案第87号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 現地は、雄川発電所より約2km入り込んだ山林の中で周りは雑木で荒れている所で雄川の滝への駐車場の周りの荒れ地で、今後は雄川の滝への駐車場、及び滝への遊歩道の整備するためであります。すべて20年から30年の杉、雑木であり非農地証明は妥当であると思われますので審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第87号受付番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に、受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは48ページです。  
(議案第87号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

16番： 16番、溝端です。

議長： 16番、溝端委員。

16番： 18日に、会長、事務局、倉掛委員と現地調査を行いました。申請地は入丸団地3工区の奥の方の工区外にあり、どの畑も雑木と葛が生い茂り傾斜等もあり取り付け道路もありましたが、とても前に進める様な状態ではなかった。意見として雑木も大きく耕作も何十年もされておらず、今から農地として利用するのは無理であり非農地証明は妥当であると考えられ審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございました。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入りますが議席番号19番桑田委員が枝番19番に議題提出がございますよって南大隅町農業委員会会議規則第12条議事参与の制限により席を外していただきます。ご意見等ありませんか。

(桑田委員退席)

議長： ご意見ありませんか、

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号受付番号2番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第87号受付番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

(桑田委員入席)

議 長： 次に、受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは52ページです。  
(議案第87号受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終了します。

議 長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

19番： 19番、桑田です。

議 長： 19番、桑田委員。

16番： 18日、会長、事務局、調査を行いました。申請地は佐多岬ロードパーク第2ゲート駐車場の周辺にあり、町有地を含めて、ロードパークが開通してから畑として使用された痕跡がなく、雑木、竹が生い茂り農地への復元は不可能と思われます。又周辺に農地もなく問題なしであり皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委 員： なし

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号受付番号3番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第87号受付番号3番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に、受付番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは54ページです。  
(議案第87号受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終了します。

議 長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

19番： 19番、桑田です。

議 長： 19番、桑田委員。

19番： 18日に会長、事務局、調査を行いました。申請地の東側は瀬戸山集落内の立山団地があります。昭和40年代にミカン園として開発されて利用されていたんですが、20年以上手入れせず、荒れ放題となっており、現状としてとても畑として復元は不可能であると思われるぐらい竹山となっております。非農地証明は問題ないとおもわれます、皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号受付番号4番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。次に、受付番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは56ページです。  
(議案第87号受付番号5番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終了します。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

18番： 18番、田中です。

議長： 18番、田中委員。

18番： 18日に会長、事務局、溝端委員で調査を行いました。現地は大中尾から辺塚に向かう三叉路の所から100m～150m上ったところの右手側の竹山です、申請地は畑から山林へという事ですが、山ではなく竹山です一部茶園のようなところはありますが、全く耕作できないような状態でありますので、何ら問題はないものと考えますので審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第87号受付番号5番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

議長： 次に、議案第88号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、58ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を

求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第88号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入りますが議席番号11番、瀬崎委員が受付番号1番に議題提出がございました。よって南大隅町農業委員会会則第12条議事参与の制限により席を外していただきます。

(議席番号11番瀬崎委員退席)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第88号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

(議席番号11番瀬崎委員入席)

議長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。  
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

①行事予定について

議長： はい、ありがとうございます。他にありませんか。

よろしいですか。以上をもちまして、平成25年7月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員